環水大総発第111222001号
平成23年12月22日
環水大総発第1604061号
平成28年4月6日
環循事発第1903122号
平成31年3月12日
環循事発第20040121号
令和2年4月1日
環循事発第2103014号
令和3年3月1日
環循事発第2503282号
最終改正　令和7年3月28日

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　放射線量低減対策特別緊急事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、東日本大震災による原子力災害に伴う放射線が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を減少させるために「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）に基づいて地方公共団体が実施する放射線量低減対策を補助することを目的とする。

（交付の対象等）

第３条　環境大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体が行う、放射線量低減対策特別緊急事業（以下「補助事業」という。）を実施するための経費のうち、必要性や合理性の観点から補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」

という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　他の法令及び予算に基づく補助金等（法第２条第１項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

３　補助対象経費の区分は別表第１のとおりとする。また事業の実施に関して必要な細目は、環境再生・資源循環局長が別に定める取扱要領によるものとする。

（申請手続）

第４条　前条第１項に掲げる事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）はこの補助金の交付の申請を受けようとするときは様式第１による申請書を大臣に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第５条　大臣は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

２　前条第１項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

（交付の条件）

第６条　大臣は、第４条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

２　大臣はこの補助事業の完了によって補助事業者に収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない限り、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

（申請の取下げ）

第７条　補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

第８条　補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（計画変更の承認）

第９条　補助事業者は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第２による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一　補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額を超えない流用増減を除く。

二　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付決定額の範囲内であるものを除く。

２　大臣は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第 10 条　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは様式第３による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第 11 条　補助事業者は補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第４による遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 12 条　補助事業者は補助事業の遂行及び収支の状況について大臣の要求があったときは、速やかに様式第５による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 13 条　補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したとき

は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度４月 10 日のいずれか早い日までに様式第６による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

２　補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月 30 日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

３　大臣は、前２項の規定により補助事業者が提出した書類に不足等がある場合には、報告書に関する書類等の提出を、補助事業者に対して求めることができる。

４　補助事業者は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定等）

第 14 条　大臣は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを大臣による納付指示のなされた日から 20 日以内に納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

（補助金の支払い）

第 15 条　補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第７による請求書を大臣に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 16 条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに大臣に報告しなければならない。

２　大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

３　第 14 条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第 17 条　大臣は、第 10 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第５条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。ただし、第４号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

一　補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消し又は変更をした場合において、すでに当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

４　第 14 条第３項の規定は、第２項の返還の規定について準用する。

（財産の管理等）

第 18 条　補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　大臣は、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産処分の制限）

第 19 条　補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具その他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して大臣が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、

又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。処分制限期間内において、当該財産処分を行おうとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年５月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。なお、財産処分承認基準第４に定める財産処分納付金の納付期限については、大臣による納付指示のなされた日から 20 日以内とし、その期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利３パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理）

第 20 条　補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助資金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 21 条　補助事業者は、第４条第１項の規定に基づく交付の申請、第７条の規定に基づく申請の取下げ、第９条第１項の規定に基づく計画変更の申請、第 10 条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第 11 条の規定に基づく事業遅延の報告、第 12 条の規定に基づく状況報告、第 13 条第１項若しくは第２項の規定に基づく実績報告、第 15 条第２項の規定に基づく支払請求、第 16 条第１項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第 19 条の規定に基づく財産処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（法第 26 条の２及び法第 26 条の３の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第 22 条　大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

別表第１（第３条関係）

補助対象事業	対象経費	基準額
除染実施計画策定に係る業務	（１） 諸謝金（専門家の招へい等） （２） 旅費（鉄道、バス等の運賃、日当等） （３） 備品費（空間線量計等） （４） 消耗品費（作業着、ゴーグル、長靴、ヘルメット、脚立、手袋、マスク、事務用品、除染事業作業員標（ワッペン、腕章等）等） （５） 印刷製本費（製本代、コピー代、写真代等） （６） 通信運搬費（郵便料、電話料等） （７） 借料及び損料（会場、機器類（線量計を含む）等の使用賃借、光熱水費、ガソリン代等） （８） 会議費（会議の際の弁当等） （９） 報酬、共済費、給料、職員諸手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る。） (10) 雑役務費（保険料、手数料等） (11) 委託費（調査、測量の実施等） (12) 資材購入費（資材購入費等） (13) その他、計画策定に必要となる経費	大臣が定める額
除染事業	（１） 除染作業費 （２） 現場保管費 （３） 汚染土壌等運搬費 （４） 処分費 （５） 仮置場設置費 （６） 除染作業等関連諸経費 （７） 事務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、報酬、共済費、給料、職員諸手当等、雑役務費、委託費、資材購入費（ただし、報酬、共済費、給料、職員諸手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）） （８） その他、除染事業に必要となる経費	大臣が定める額

除染に伴う子どもの生活環境再生事業	（１） 原形復旧措置等作業費 （２） 廃棄物等運搬費 （３） 処分費 （４） 原形復旧措置等作業等関連諸経費 （５） 事務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、報酬、共済費、給料、職員諸手当等、雑役務費、委託費、資材購入費（ただし、報酬、共済費、給料、職員諸手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）） （６） その他、除染に伴う子どもの生活環境再生事業に必要となる経費	大臣が定める額
専門家派遣事業	（１） 諸謝金（専門家の招へい等） （２） 旅費（鉄道、バス等の運賃、日当等） （３） 備品費（空間線量計等） （４） 消耗品費（作業着、ゴーグル、長靴、ヘルメット、脚立、手袋、マスク、事務用品、除染事業作業員標（ワッペン、腕章等）等） （５） 印刷製本費（製本代、コピー代、写真代等） （６） 通信運搬費（郵便料、電話料等） （７） 借料及び損料（会場、機器類（線量計を含む）等の使用賃借、光熱水費、ガソリン代等） （８） 会議費（会議の際の弁当等） （９） 報酬、共済費、給料、職員諸手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る。） (10) 雑役務費（保険料、手数料等） (11) 委託費（調査、測量の実施等） (12) 資材購入費（資材購入費等） (13) その他、専門家派遣事業に必要となる経費	大臣が定める額

事後モニタリング事業	（１） 諸謝金（専門家の招へい等） （２） 旅費（鉄道、バス等の運賃、日当等） （３） 備品費（空間線量計等） （４） 消耗品費（作業着、ゴーグル、長靴、ヘルメット、脚立、手袋、マスク、事務用品、除染事業作業員標（ワッペン、腕章等）等） （５） 印刷製本費（製本代、コピー代、写真代等） （６） 通信運搬費（郵便料、電話料等） （７） 借料及び損料（会場、機器類（線量計を含む）等の使用賃借、光熱水費、ガソリン代等） （８） 会議費（会議の際の弁当等） （９） 報酬、共済費、給料、職員諸手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る。） (10) 雑役務費（空間線量計等の校正費、保険料、手数料等） (11) 委託費（調査、測量の実施等） (12) 資材購入費（資材購入費等） (13) その他、事後モニタリング事業に必要となる経費	大臣が定める額
仮置場等の原状回復	（１） 原形復旧措置等作業費 （２） 廃棄物等運搬費 （３） 処分費 （４） 原形復旧措置等作業等関連諸経費 （５） 事務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、報酬、共済費、給料、職員諸手当等、雑役務費、委託費、資材購入費（ただし、報酬、共済費、給料、職員諸手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）） （６） その他、仮置場等の原状回復に必要となる経費	大臣が定める額

※　次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とならない。

（１）職員の人件費